



『売らない・貸さない・壊さない』について考えよう！！

「売らない・貸さない・壊さない」は、「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」（右下記載）に記載されています。この保存の原則は、昭和40年代に地域の景観を保全し町おこしを始めた先駆者である妻籠宿の小林俊彦氏よりご教授いただいたもので、荻町区においても昭和46年の大寄合において同住民顕彰を制定し現在に至っています。私たち住民や諸先輩方は住民憲章を基盤に、荻町集落内の合掌家屋はもとより、農地や周辺の自然環境、住民の絆や風習文化に至るまで、古きよきものを保存し活用してきました。そして、それらの取り組みが重要伝統的建造物群保存地区の選定や世界遺産の登録につながりました。40年以上に及び、景観を優先する住民の理解と地道な努力の賜といえます。

その反面、約半世紀に及び時代の流れとともに、様々な状況が変化してきています。人口減少、産業構造の変化、道路交通網の進化、豊かで便利な生活、物流や情報網の発達、観光客の増加、世界遺産レベルでの景観保全や観光のあり方等、めまぐるしい進化を遂げています。私たちは、古きよきものをしっかり守りながらも、それらの変化に対応し生活していかねばなりません。

全国各地の伝建地区で共通の課題となっているのが、「空き家問題」や「継承者問題」です。伝建物の保存はできているのだが、住む人がいない。居住者の高齢化と継承者がいないため空き家となってしまふ。これらの問題は、荻町地区にとっても同様の深刻な課題となりつつあります。今までは「売らない・貸さない・壊さない」を厳守し、所有者はもとより親戚や近隣者の支援を得ながら頑張ってきましたが、将来的に守る人がいなくなってしまう合掌家屋や民家・農地が出てくる可能性を秘めた物件も存在します。深刻な問題です。

そこで守る会では、保存の三原則について考える取り組みを通して、保存に対する住民の総意と相互理解を深める1年にしたいと考えています。「保存の三原則は知っているけど、何に対して？」「合掌はだめだけど普通の家はいいの？」「田んぼや畑もだめなの？」「他所の人には売ったり貸したりしないけど、住民にはいいよね？」「荻町に住みたいっていう他所の人に、勝手に売ったり貸したりしていいの？」「他所の人でも真の住民になってくれる人ならいいんじゃないの？」「そもそも個人の所有物に対してどこまで効力があるの？」……etc そんな住民の思いをみんなで話し合い確認し合い、高め合える取り組みを進めていきますので、ご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。 [文責：和田]

白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章

昭和46年12月25日

1. 目的

私たちの住む荻町集落は天下の秘境として知られ、緑豊かな山々を背景に、白川郷の象徴であり国家的貴重な文化財の合掌家屋を中心に、平家の落人の伝説を秘め、静かなたたずまいを見せております。

しかし乍ら、近年、生活文化の進化により集落の自然環境が著しく変形しつつあります。

また、合掌家屋や自然環境が貴重な文化財として認識されてきた現在、既に村内の幾つかの合掌家屋が失われて、内外共に惜しまれている現実を深く考えてみたいと思います。

こうした現実をふまえて、いま、美しい合掌家屋と自然を守るには、合掌家屋の所有者のみでなく地域ぐるみの自覚と協力・努力なくしては不可能であります。

生活文化の水準が向上進化すればするほど、地域の自然環境を守ることは、文化的意義と、観光資源の活用による地域の産業振興につながる貴重な事業であることを自覚すると共に、かつ私たちの責務でもあると信じます。

そして、この自然環境を守ることは、ここに住む私たちであることを認識し、住民の総意に基づきこの憲章を制定する。

2. 保存の原則

美しい荻町の自然環境を守るために、地域内の資源（合掌家屋・屋敷・農耕地・山林・立木等）については「売らない」「貸さない」「壊さない」の三原則を守ろう。

3. 自然環境を守るために

イ 建物の修繕並びに新改築等に用いる色は、黒又は黒かっ色としよう。

ロ 環境にそぐわない看板・広告等は掲示しないよう努めよう。

ハ 集落の周囲の山の木はなるべく切らないようにしよう。

ニ 合掌家屋の景観を損なうような建物、その他の施設はしないように努めよう。

ホ 進んでゴミのない美しい集落の実現に努めよう。

4. 合掌家屋を守るために

イ 合掌家屋所有者は、合掌家屋が重要な文化財であることを認識し、生活の不便をしのぎ保存に努めよう。

ロ 住民全員は、合掌家屋が荻町集落の宝であることを自覚し、所有者の保存に積極的に協力しよう。

ハ 合掌家屋は特に火に弱い建物であるから火気に細心の注意をはらおう。

5. 風習を守るために

集落の土人と共に生きてきた風習や風俗並びに郷土芸能等の保存継承に努めよう。

第1回荻町交通対策委員会開催！！……

去る5月7日夜、荻町公民館において見出しの会を開催しました。4月より「観光車両自主規制」をスタートしての最初の対策委員会でもあり、20名近い委員が集まり慎重かつ熱のこもった協議がなされました。以下に、その概要をお知らせいたします。

① 平成26年度4月1日からの交通対策実施状況

- ・平日は診療所前に誘導員配置（2名交代制）、土日は診療所前、南入口に配置（3名交代制）。
- ・GW期間はみだしま・寺尾P開放のため誘導員を増員配置（6～8名交代制）。
- ・自主規制であり法的拘束力はないが、概ね誘導ができています。住民の継続したご支援を。

②GW観光車両入込み状況

- ・4月26日～5月6日の11日間に、大型車1,040台、普通車14,788台、バイク940台。GW期間中に4日の平日があり昨年に比べ団体バスが増。5月3～5日に寺尾Pを使用して渋滞対策を施したが、一時高速道本線まで渋滞が発生（4日）。寺尾満車時は浜松ホトノクス用地も使用して対応。

③その他

- ・誘導員の配置には、年間に多額の費用を要する。今後は状況を観察しながら、平日の人員削減も実施し対応の予定。
- ・荻町公園（旧荻町P跡地）の工事にともなう荻町展望台行シャトルバスの発着場の変更や車両規制にともなう南北への観光客の分散化についての対応を考える必要あり（南はみだしまPがあるが、北はまだ診療所跡地のPがない状況での対応について）。
- ・荻町公園は昔の地割りをイメージしたデザインで、今年度中に工事着工の予定。
- ・北側のバスターミナル及びPの計画・設計に入る。診療所は来年度移転。移転後すぐに着工に入れるよう周辺住民との話し合いを含め準備を進める予定。



【GW特異日の渋滞状況】

【文責：岩本】

守る会活動スローガン ～守る・くらす・つなぐ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②くらす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、国内外の交流から学び、未来への継承者を育成

= 4月の活動報告 =

- 4月 4日 役員会
- 4月 6日 センガ岩倉庫入れ替え作業（一般環境部）
- 4月 10日 4月定例会
- 4月 11日 現状変更現地調査（三役）
- 4月 12日 ねそ4月号配付
- 4月 19日 旧寺口家雪囲い撤去・棟つつみ・清掃作業
- 4月 29日 村内一斉美化運動

【6月の定例会は10日（火）公民館にて開催を予定しています。】

= 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

☆5月の協議事項（現状変更申請に関わって）☆

- ****住宅外壁塗り替え工事
- ****石積みをして花壇を造る（自宅南側）
- ****寄宿舍北側窓移動・庇延長
- ****自宅前舗装（事後申請）
- 長瀬惇一……松の伐採
- 白川村……橋場コミュニティセンター屋根トタン葺替

※看板の設置・取り替えについても、現状変更申請の提出をお願いします。

※屋根のペンキ塗り替えは、1㎡あたり146円を上限に助成金を出します。詳細は委員・役員へ。